



# 令和元年度 防災管理研修会

学校安全・安心推進課  
学校防災・安全班

平成30年度 学校安全  
総合支援事業に係る避難  
所運営ラーニング研修会

# 地震・津波に関する危機管理マニュアルの改善及び検証サイクルの確立について



# そもそも

## 学校保健安全法第29条



学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「**危険等発生時対処要領**」という。）を作成するものとする。

# 第2次学校安全の推進に関する計画における推進方策

## (1) 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

### 【施策目標】

- 全ての学校において、**学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。**
- 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、**学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。**

第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日）より

# 社会的な背景

## 大津波の悲劇

平成23年（2011年）3月11日（金）  
14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。**石巻市立大川小学校**では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引き渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名（児童4名、教職員1名）を除く多くの児童・教職員が被災した。

大川小学校事故検証報告書より

# 大川小学校事故検証報告書からの提言

## 提言 4 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

各学校は、学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう**災害危険の種類を具体的に想定する**など、学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で、起こり得る災害種別に応じた適切な**避難先・避難路・避難方法**をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を**関係者に十分に周知徹底**するとともに、実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し、常に**必要な改善を図る**こと。

避難先・避難路・避難方法 → 地震発生時のフローチャート<在校時>を参照

関係者に十分に周知徹底 → 作成例 P 1 2 事前の危機管理⑤  
作成例 P 1 2 5 家庭や地域、関係機関等への周知について

## 提言 1 1 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

各学校は、考えられる災害を最大限想定し、**その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法**を共有し、**その訓練**をしておくこと。

大川小学校事故検証委員会より



# 熊本では

熊本地震の対応に関する検証報告書

がんばるけん！

くまもとけん！



©2010 熊本県くまモン

平成30年3月

熊本県教育庁

## (4) 実際の災害を想定した 危機管理体制の整備 等

P  
1  
4  
1

学校においては、これまでも防災マニュアルや危機管理マニュアルという名称のものを作成し、避難訓練等を実施していたが、例えば、災害の想定一つをとっても、発生の時間帯、被害の状況等を具体的に想定したものではなく、**熊本地震のような大きな災害に対応するには十分な内容ではなかったという指摘がある。**

教体第1517号  
平成29年3月30日

各県立学校長 様

体育保健課長

学校防災マニュアルの見直し・改善について（通知）

このことについて、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事項をとりまとめた「学校防災（地震・津波）マニュアル作成の手引」（以下、手引）を作成し、県教育委員会ホームページに掲載しました。

つきましては、手引及び別紙1「学校防災マニュアル点検項目」を参考に、各学校の学校防災マニュアルの見直し・改善をお願いします。

なお、各学校の見直し・改善状況については、平成29年9月実施予定の「学校安全に関する計画に係る取組状況調査」（平成29年度実績）にて把握させていただくことを申し添えます。



# 学校の防災管理体制を強化するため

## 学校防災（地震・津波）マニュアル 作成の手引

### 【備える】

防災対応能力の向上・安全点検・保護者や地域、自治体との連携体制・対策本部の設置・教職員の動員体制・災害発生時に必要となる備品や備蓄

### 【命を守る】

発生場面ごとの対応行動例

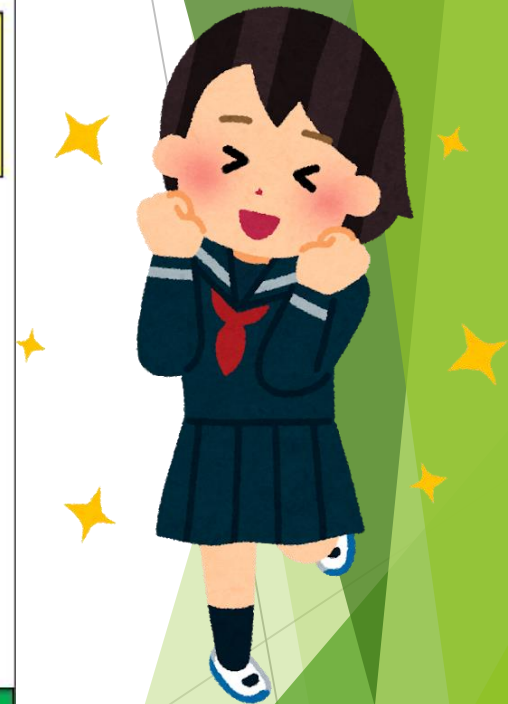


### 【立て直す】

引き渡し・安否確認・避難所協力・心のケア  
学校再開に向けて

平成29年3月

熊本県教育委員会



## 学校防災マニュアル点検項目

No	チェック項目	参照ページ
<b>事前の危機管理（備える）</b>		
1	以下の項目を学校防災年間計画に示しているか	P4~P5、P7、P32
	① 防災教育（防災学習・防災指導）の内容について	
	② 避難訓練の実施について	
	③ 防災に関する教職員研修について	
	④ 保護者や地域、自治体と連携した体制について	
2	地震による非構造部材等の落下・転倒・移動防止などの防災の視点を安全点検項目に盛り込んでいるか。	P6、P33~P73
3	災害発生時の対策本部の役割と業務内容を明確にしているか	P8~P11
4	災害発生時の教職員の動員体制を明確にしているか	P12
<b>発生時の危機管理（命を守る）</b>		
5	在校園時、登下校・登降園時、校園外活動中、在宅時の対応行動を示しているか	P14~P18
<b>事後の危機管理（立て直す）</b>		
6	安否確認、引き渡しの基準及び安否確認方法を明確にしているか	P19~P21
7	自校が避難所になった場合の協力マニュアルを示しているか	P22~P23
8	心のケア体制と教職員の役割について示しているか	P24~P25
9	学校再開に向けての取組を示しているか	P26

## 事前の危機管理（備える）

ちかよらない



No	チェック項目	参照ページ
事前の危機管理（備える）		
1	以下の項目を <u>学校防災年間計画</u> に示しているか	P4～P5、 P7、P32
	① 防災教育（防災学習・防災指導）の内容について	
	② 避難訓練の実施について	
	③ 防災に関する教職員研修について	
	④ 保護者や地域、自治体と連携した体制について	

### 学校防災年間計画（中学校の例）

児童生徒等及び教職員の防災対応能力向上のためには、防災教育、防災管理、組織活動について、防災年間計画を作成し、体系的・計画的に実施することが必要です。

月	◎防災教育（防災学習・防災指導）			防災管理	組織活動
	教科	道徳	特別活動その他	関連行事	
4	日本の様々な地域 (社会)	生命の尊さ	・災害時の安全な避難と日常の備え	・安全点検 ◇危機管理研修及び☆機能訓練 ・くまもと防災教育月間 ☆地震対応ショート訓練 ▽地域学校安全委員会	
5			・防災マップづくり	・安全点検	
6			・風水害に備える (学校防災教育指導の手引)	・安全点検 ☆登下校時の避難訓練	
7	傷害の防止(保体)		・夏休みの過ごし方	・安全点検 ・心肺蘇生法実技講習会	
8				・安全点検 ◇防災研修会 ▽地域学校安全委員会	
9		自然愛護	・避難所運営ラーニング(学校防災教育指導の手引)	・安全点検 ☆地域合同避難訓練及び避難所開設訓練	
10	衣生活・住生活と自立(技術・家庭)			・安全点検 ◇防災研修	
11				・安全点検 ☆熊本シェイクアウト訓練 ☆避難訓練(火災)	
12			・冬休みの過ごし方	・安全点検	
1		思いやり 感謝	・地震・津波災害に備える(学校防災教育指導の手引)	・安全点検 ☆地震対応ショート訓練	
2	大地の成り立ちと変化(理科1) 自然と人間(理科3)			・安全点検 ▽地域学校安全委員会	
3		社会参画 公共の精神	・春休みの過ごし方	・安全点検 ・学校防災に関する評価と反省	

※教科については、『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省)のP15(3)学習指導要領等における主な防災教育関連記述を参照

◎チェック① 手引P4  
防災教育の内容を示しているか！

☆チェック② 手引P5  
避難訓練の実施について、内容を示しているか！

◇チェック③ 手引P5  
防災に関する教職員研修について、内容を示しているか！

▽チェック④ 手引P7  
保護者や地域、自治体と連携した体制について、内容を示しているか！

# 事前の危機管理（備える）

作成例 P 1  
④安全点検

2	地震による非構造部材等の落下・転倒・移動防止などの防災の視点を安全点検項目に盛り込んでいるか。	P6、P33～P73
---	---	------------

## 4 備える 2 安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に実施するように定められています。熊本地震では、多くの学校施設で、天井や照明器具の落下など非構造部材による被害が生まれました。災害発生時に児童生徒等の安全を確保し、安全に避難させるためには、非構造部材や避難経路や避難場所の安全点検についても、学校安全点検簿に示し、計画的に実施する必要があります。（参考『資料編』P33 学校施設の点検ハンドブック熊本県修正版）

### （1）施設及び設備の安全点検

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	每学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	每学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則 28 条第 1 項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、図書室 など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則 28 条第 1 項）に準じて行う
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則 28 条第 2 項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則 29 条）

**チェック⑤**  
熊本地震では、多くの学校施設で、天井や照明器具の落下など非構造部材による被害が生まれました。災害発生時に児童生徒等の安全を確保し、安全に避難させるためには、**非構造部材・避難経路・避難場所の安全点検**についても、学校安全点検簿に示し、計画的に実施する



# 事前の危機管理（備える）

作成例 P 2～4 ⑤対策本部の設置  
作成例 P 11 学校災害対策本部の設置

3	災害発生時の対策本部の役割と業務内容を明確にしているか	P 8～P11
---	-----------------------------	---------

## 4 備える 4 対策本部の設置

二次対応後、児童生徒等の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する必要があります。

児童生徒等の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合については、事前に地域住民や保護者とルールを決めておくことによって対応する業務を軽減することにもつながります。

### （1）対策本部等の役割とその業務内容（例）

業務分担	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
対策本部 (校長・教頭・防災主任・教務・各班長)	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類の搬出保管 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 記録日誌・報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急対策の決定 <input type="checkbox"/> 市町村対策本部との連絡 <input type="checkbox"/> 報道機関への連絡、対応 <input type="checkbox"/> PTA との連絡調整 <input type="checkbox"/> 情報収集	<input type="checkbox"/> 緊急マニュアル <input type="checkbox"/> 学校配置図 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急活動の日誌 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 外部からの問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> 関係機関へ被災状況を報告 <input type="checkbox"/> 教職員体制指示 <input type="checkbox"/> 教職員の配置検討（時間外） <input type="checkbox"/> 関係機関、市町村から情報入手	<input type="checkbox"/> 外部からの問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> 避難場所の確定 <input type="checkbox"/> 外部ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 連絡調整



## チェック⑥

業務分担にはあらかじめ、担当者を割り振る



# 事前の危機管理（備える）

作成例 P 4  
⑦教職員の動員体制

4	災害発生時の教職員の動員体制を明確にしているか	P12
---	-------------------------	-----

## 4 備える 5 教職員の動員体制

熊本県教育庁防災計画取扱要領をもとに作成した動員体制例です。例を参考に各学校の実情に応じた動員体制を作成しておきましょう。

※市町村立学校においては、各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等を参照

### (1) 第1 配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合				
本部設置	○災害対策本部設置				
本部長（学校園長等）		副本部長等		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・あらかじめ定められた教職員は配置につく	・あらかじめ定められた教職員は情報収集に努めつつ学校での配置につく

チェック⑦  
動員体制を明確にしておく。  
参考：手引 P 8 3

# 発災時の危機管理（命を守る）

地震発生時のフロー  
チャート  
A 4 横置き

5 在校園時、登下校・登降園時、校内外活動中、在宅時の対応行動を示しているか

P14~P18

## 5 命を守る 1 在校園時の対応行動例



### 地震発生

#### 教職員

- 落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るように指示する。  
（例）（教室にいる場合）机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。  
（教室以外にいる場合）安全な場所に身を隠し、頭部を守りなさい。
- 安心させるような声をかけ続ける。
- 避難口を確保する。  
【揺れがおさまった後】
- 休み時間等で児童生徒等から離れている場合は、直ちに児童生徒等がいる場所に行き、指導する。
- 火気の使用中であれば、あわてずに火の始末をする。
- 担当職員（避難誘導班等）は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。
- 担当職員（安全点検・消火班等）は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。  
火災が発生した場合は初期消火を行う。
- 担当職員（救急医療班等）は、手当てが必要な負傷者に応急手当を行う。

#### 児童生徒等

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。  
【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。  
【廊下】壁、窓から離れ、ガラスなどの落下物から身を守る。  
【体育館】安全な場所に移動し、天板や天井灯の落下に注意する。  
【校庭】落下物を避けるために速やかに校舎から離れ、中央部分に避難する。

安全確保

参考資料 A 3 版  
危機管理マニュアル  
発災時編

チェック⑧  
想定できるケースを書き出し、訓練を実施し、課題を洗い出す。随時、改善点を書き換える。  
例：在宅時・校外活動時・登下校時・在校時

# 地震発生時のフローチャート＜在校時＞

チェック⑧

安全確保

情報収集

避難指示

避難誘導

安否確認

対策本部設置

被害状況確認

事後の対応処置

職員の動き

生徒の動き

・安全確保について生徒へ指示する。  
・避難経路及び避難場所の安全確認をする。

第1次避難行動  
・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。頭部を保護する。  
・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に移動する。

・情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。(職員へ)  
・避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

大川小学校事故検証報告からの提言4  
※避難先・避難経路・避難方法

第一避難場所に避難の指示をする。(生徒へ)  
(運動場等)

ハンドマイク

・生徒を安全な場所に誘導する。  
・トイレ、保健室、特別教室等にいる生徒の所在に留意する。

「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い避難する。

・人数と安否を確認し、本部に報告する。  
・負傷者の確認とけが人の応急手当を行う。

＜緊急連絡先＞  
〇〇教育委員会 123-4567  
〇〇市町村防災部局 890-1234  
〇〇消防署 567-8901

・本部長等の指示により、各業務にあたる。  
・必要に応じて避難住民の対応にあたる。

・第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。(〇〇山公園等)  
(避難経路は、裏門から駐在所前を通り、公園に続く階段を登る。)  
・施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。  
・応急措置や立入禁止措置を行う  
・教育委員会に状況を報告する。

・被害状況に判断し、教育委員会に報告・協議する。  
・保護者へ連絡(学校一斉メール配信)及び学校ウェブページに掲載する。

大川小学校事故検証報告からの提言4  
※避難先・避難経路・避難方法

# 発災時の危機管理（命を守る）

作成例 P 5 ①引き渡し等  
作成例 P 7 ②安否確認

6 安否確認、引き渡しの基準及び安否確認方法を明確にしているか P19~P21

## 6 立て直す 1 引き渡し

### (1) 引き渡しの判断

#### ○注意点

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- ・校内外活動中、登下校・登降園中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

○ルール例 あくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し、設定する必要があります。

学校園を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間が経っても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。	津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない。警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。
	震度4以下	原則として下校・降園させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。		津波注意報	津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する。左表の学校園を含む地域の震度に基づいて判断する。

チェック⑨  
引き渡しの基準及び安否確認方法を明確にしておく。  
※保護者でない人に引き渡してはならない。（判例有）



# 発災時の危機管理（命を守る）

作成例 P 7～8  
③避難所協力

7 自校が避難所になった場合の協カマニュアルを示しているか

P22～P23

## 6 立て直す 3 避難所協力

### (1) 教職員の協カ体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協カできる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく必要があります。

	災害状況	避難所としての機能	協カ内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<b>地震発生</b> <b>地域住民等の学校への避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の安全点検</li> <li>開放区域の明示</li> <li>駐車場を含む誘導 等</li> </ul>
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始  救援物資等	<b>避難所開設</b> <b>避難所の管理・運営</b>	<b>市町村職員の避難所への配置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿作成</li> <li>関係機関への情報伝達と収集</li> <li>水や食料等の確保</li> <li>備蓄品管理と仕分け、配布等</li> <li>衛生環境整備</li> </ul>
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検 (学校から担当部局への要請も必要な場合がある)	<b>自治組織の立ち上がり</b> <b>自治組織の確立</b>	
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<b>避難所機能と学校機能の同居</b> <b>避難所機能の解消と学校機能の正常化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校機能再開のための準備</li> </ul>
		<b>日常生活の回復</b>	

チェック⑩  
避難所になった場合の協カマニュアルを示しているか。  
児童生徒等の安全確保と平行して行われることを十分考えておく。



# 発災時の危機管理（命を守る）

作成例 P 9  
④心のケア

8 心のケア体制と教職員の役割について示しているか

P24~P25

## (2) 危機発生時における健康観察のポイント

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<input type="checkbox"/> 食欲の異常（拒食・過食）はないか <input type="checkbox"/> 睡眠はとれているか <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐が続いていないか <input type="checkbox"/> 下痢・便秘が続いていないか <input type="checkbox"/> 頭痛が持続していないか <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えていないか <input type="checkbox"/> 体がだるくないか	<input type="checkbox"/> 心理的の遅延現象（幼児返り）が現れていないか <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか <input type="checkbox"/> イライラ、ビクビクしていないか <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか <input type="checkbox"/> 元気がなく、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりはないか <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか

チェック⑪  
心のケア体制と教職員の役割について示しているか？

防災教育と心のケアハンドブックの活用してください。





# 発災時の危機管理（命を守る）

作成例 P 1 0  
⑤ 学校再開に向けて

## 9 学校再開に向けての取組を示しているか

P26

### 6 立て直す 5 学校再開に向けて

学校再開に向けた取組例

児童生徒等、教職員の被害状況の確認  
 児童生徒等の安否と所在場所の確認  
 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、児童生徒等の被災状況を確認する（避難先、連絡方法、健康状態等）

家庭・保護者の被災状況の確認  
 保護者の安否と所在の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区区内の被災状況を確認する。

学校園施設・設備等の点検  
 建造部材、非構造部材の点検と補修  
 ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況  
 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検  
 仮設トイレ設置の要請  
 校園内外の清掃・消毒

○校園や施設設備等の使用再開について、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する  
 ○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。  
 ○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。

給食業務の再開  
 施設、設備の安全点検  
 所管教育委員会、食料委託業者との調整

○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。  
 ○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。  
 ○食物アレルギーを有する児童生徒等について十分な配慮を行う。

通学方法確認と通学園路安全点検  
 通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告  
 公共交通機関の運行状況の確認  
 スクールバス等の確保  
 安全な通学路及び通学方法の決定

○通学路の安全点検を実施し、危険箇所については関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。  
 ○被災状況により通学路や通学手段の変更を行い、登下校の安全を確保できるようにする。  
 ○視覚や聴覚に障がいのある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、安全確保について十分配慮する。

教育環境の整備  
 授業形態の検討  
 教材教具の確保  
 運動ができる場所の確保  
 支援物資の取りまとめ  
 心のケア（*カ-ルカワ-*との連携）  
 マスコミ、外部ボランティア団体対応  
 学校行事や体育等の授業の在り方

○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。  
 ○教科書、学用品の減失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。  
 ○定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともにSCの派遣や「くまもとの自己回復力を高める指導展開例」活用など心のケア対策を講じる。

避難所との共存  
 避難所運営組織と協議  
 立入制限区域の明示

○学校園施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルールの確認をする。

チェック⑫  
学校再開に向けての取組を示す。

避難所の開設・運営については、あらかじめ、保護者や地域住民と連携を確立させることが必要。



## 点検項目以外



- ①手引 P 29～31  
特別支援学校における留意点
- ②手引 P 13  
備品や備蓄



# 改善及び検証サイクルの確立

## 【通常】見直し・改善のポイント



- ① 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- ② 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- ③ 地域や関係機関との連携に変化はないか。
- ④ 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- ⑤ 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。



# 作成・見直しの手順

例：学校運営協議会や学校保健会と共同で開催するなど。

- 管理職、防災主任などが中心となって作成する
- ※各学校の状況や地域の実態等を踏まえる。
- ※自治体が作成したマニュアル等を参考にする。
- ※全ての職員が関わるよう分担して作業をする。

- 地域学校安全委員会等でマニュアルの内容について協議する
- ※自治体の防災担当課や専門家の協力を得る。
- ※地域の関係行事等との調整を図る。

- 防災マニュアルの見直しを行う
- ※教職員の人事異動に伴う学校環境の変化
- ※地域の道路状況、その他の環境の変化
- ※先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している点

- 評価で明らかになった課題に対して対策を講じる
- ※学校だけで解決できない課題は関係者に協力・支援を要請する。
- ※訓練等を保護者や自治体と合同で行うことは、理解を得ることにもつながります。

- マニュアルを元に実際に訓練等を実施する
- ※季節や天候等の条件を勘案した複数回の訓練が必要。
- ※専門家（消防署等）から指導助言を受ける。

防災士、市町村防災担当部局など

- 訓練を振り返り、成果や課題等を明らかにする
- ※全ての教職員の意見や気づきを反映する。
- ※児童生徒等や保護者、地域住民からのフィードバックも重要

